

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
本業務は、電子契約システム試行対象案件である。

令和8年6月29日

支出負担行為担当官

四国森林管理局長

田中晋太郎

1. 業務概要

(1) 業務名

〈第2号物件〉

令和8年度境界検測業務 行川山国有林 41 林班

(境界点 95 点 境界延長 2,618m 改設 17 本含む)

(2) 業務場所

〈第2号物件〉 高知県長岡郡本山町 行川山国有林 41 林班

(3) 業務内容

四国森林管理局において交付する入札説明書等による。

(4) 履行期間

〈第2号物件〉 契約締結日の翌日から令和9年3月12日(金)まで。

(5) 予定価格が1,000万円を超える場合は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号(以下「予決令」という))第85条の基準に基づく調査基準価格を設定する対象業務である。

(6) 本件は、競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出及び入札等を電子入札システム(以下「システム」という。)で行う。

なお、システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

また、契約手続に係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う試行対象案件である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず見積もった金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 予決令第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 7・8 年度の四国森林管理局競争参加有資格者名簿の「測量・建設コンサルタント等」における「測量」の B 等級又は C 等級に格付されて登録されている者であること。
なお、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国森林管理局長が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(3)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条の規定により登録を受けている者であり、公共測量、境界検測等の経験がある測量士を有すること。
- (6) 主任技術者（測量技術上の管理を行う者）及び現場代理人（監督職員等の指示に従い、事業現場の取り締まりその他の業務を司る者）として、それぞれ次に掲げる者を当該業務に配置できる者であって、同種業務の実績があることを証明できる者であること。
なお、同種業務とは、測量法に基づく公共測量又は境界標埋設を含む境界検測等をいう。（現場代理人については、主任技術者が兼任することができる。）
 - ア. 主任技術者
測量法第 48 条に規定する測量士の資格を有し、測量に関し 14 年以上の実務経験があること。
 - イ. 現場代理人
事業現場に常駐し、測量法第 48 条に規定する測量士又は測量士補の資格を有すること。
- (7) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、四国森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(入札説明書参照)
- (9) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について(平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記2.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (2) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法
 - ① 提出期間
令和8年6月30日(火)9:00から令和8年7月13日(月)17:00まで。
(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く。持参の場合は9:00~12:00及び13:00~17:00)
 - ② 提出場所及び方法
システムを用いて提出すること。詳細は入札説明書によるものとし、承諾を得て紙入札による場合は承諾書を添付し、提出すること。
- (3) 申請書及び資料は入札説明書により作成すること。
- (4) 前記(2)①に規定する期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加できない。

4. 入札手続等

- (1) 担当部局
〒780-8528 高知県高知市丸ノ内1-3-30
四国森林管理局 経理課内 契約適正化専門官
電話： 088-821-2011
メールアドレス： shikoku_shinsei@maff.go.jp
- (2) 入札説明書等の交付・期間及び方法
システムにより入札を予定している者は、システム内の入札説明書等ダウンロードシステム及び四国森林管理局ホームページから入札説明書等必要な情報

を入手すること。なお、やむを得ない事情等により承諾を得て紙入札方式により入札を予定している者等には下記①から②により入札説明書等必要な情報を交付する。

① 交付・期間

令和8年6月29日（月）から令和8年7月28日（火）まで（「休日」を除く。）

② 方法

原則として、インターネットを利用する方法により交付するものとする。
(<https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/ippan.html>)

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

① 入札書は、システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書、支出負担行為担当官等により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を前記(1)の場所に持参し事前に確認を受けること。郵送等による提出は認めない。

② 開札は四国森林管理局6階会議室で行う。

③ 入札及び開札日時に変更がある場合には、変更公告、競争参加資格確認通知書等により変更後の日時を通知する。

④ 入札開始及び締切日時

〈第2号物件〉

システムによる入札受付開始	令和8年7月27日	9時00分
システムによる入札受付締切	令和8年7月29日	10時30分
紙入札方式の場合による入札受付締切	令和8年7月29日	10時30分
開札日：入札受付締切時	令和8年7月29日	

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行 高知支店）

ただし、金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証会社をいう。）の保証（取扱官庁 四国森林管理局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

(3) 入札の無効

入札説明書の「12. 入札の無効」によるものとする。

(4) 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で、予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、予定価格が1千万円を超える業務について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内で入札した他の者のうち、最も低い価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2.(3)に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も上記3.(2)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(7) 本案件は、提出資料、入札をシステムで行うものであり、詳細については、入札説明書及び電子入札システム運用基準(令和5年7月四国森林管理局)による。

(8) 詳細は入札説明書による。

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。

この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、四国森林管理局ホームページの「発注者綱紀保持に関するお知らせ」をご覧ください。

https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/chotatu_nyusatu/job/soumu/top.html

- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 について（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。